

国有林境界のトンネル 管理方法について (94)

米沢署玉庭森林事務所 ○ 三浦 健
長井森林事務所 藤田 尚

米沢営林署には旧国有林と買上国有林の2つの異質な国有林が存在しています。旧国有林は藩政時代の木地師の山、水源対策、山岳信仰と密接に係わった場所であるのに対して、買上国有林は民有保安林の地元対策的な要素を多分に含んだ場所がほとんどであります。

昭和28年度までの米沢営林署は3市2町に6926ha、約50kmの国有林境界でしかなかったが、昭和29年度以降平成4年度まで40年間で19975haの民有保安林の買上げ事業が進められ、現在では26901haの管内面積になりましたが、年間単純平均で500ha、昭和33年には最高3546haという膨大な結果が残されています。

この民有保安林買上げ政策によって国有林境界が毎年変化していくという事態に昭和28年以前の旧国有林は福島県や新潟県に接続している奥山の団地については、境界管理が追いつけない現実があったのです。

買上げ測量の後に境界検測をして境界の確定をしていくのですが、この検測のときに1m程度の幅に地表と周囲の灌木や立木をきれいに刈り払う方法をとって来たので、地表の陽当りが良くなり、結果的に下草や灌木が生い茂り、境界線が藪になり、人が歩けなくなり、一日で実施できる巡検作業が途中で引き返さざるを得ない実態にあったのです。

ですから現場の人達も「あそこが境界だ」というものの「ここが境界だ」と断言ができなくなって来ているし、境界巡検事業に投入する労力も一人当たり1.5kmの工程ですすめられてきたことと、定年退職で境界を知っている人が減ってきたことなどが積み重なって、民有林買上以来一度も境界巡検をしたことのない路線、介在民有地の存在は知っていても境界標がないのでどこなのか判らない箇所、2500mの中にあるたった1本の石標を確認することが出来なかったこと、旧担当区統合時点で巡検数量の平準化によるI種、II種境界の大幅減とIII種境界の莫大な数量増になったこと、などが業務計画の実行のあり方や安全関係で労使問題に発展することが度々あったのです、

こうした問題解決のために平成5年度当初から、森林官3人、現地の地形に詳しい班長の基職2人、登山精通者1人、境界を熟知してもらう後継者として基職1人、収穫係2人、事務局に収穫係長、総括に経営課長のメンバーで境界問題プロジェクトチームが編成されたのです。

プロジェクトチームが進めたことは、①米沢営林署の境界の実態確認 ② 問題点の確認 ③境界線の保全対策 ④具体的計画 でありました。

①米沢営林署の境界の実態

平成5年度末現在

所属	I種境界		II種境界		III種境界		計	
	延長	標識	延長	標識	延長	標識	延長	標識
米沢	12793	424	58915	1690	137979	3515	209687	5629
玉庭	0	0	11537	141	58079	1079	69616	1220
長井	2699	90	31341	597	52957	917	86997	1604
計	15492	514	101793	2428	249015	5511	366300	8453
比率	4%		28%		68%		100%	

*この数値には江戸時代に開設した飯豊山参拝道路(現在は登山道路)11631mは含まれていない。

*この数値には江戸時代に開設した福島県に至る会津道路(幅一間半)11407mは含まれていない。

*里道4本(赤線)2232mをふくむ。

②問題点の確認

*これまでの巡検実行は境界点のみで線の管理になっていないため崩壊、侵入官地民木などの問題を見逃してきたこと

*30年間も巡検未実施個所が11路線あって歩行も不可能であったこと

*ダムの対岸と放水河川の崖地、地すべり地帯のクラック発生地は安全上の問題があるので上部指導待ちであること

*国有林界は不在地主、世代交代、転売などで隣接所有者が境界を判っていない事例が多いので誰がみても判るようにしておく必要があること

③境界保全対策

*多少の労力がかかっても早急に刈り払いをしておかねばならない個所の選定

*境界標がなくとも線の確認はしなければならない

*境界線の保全方法をどうするのか

④5年度の具体的計画

*4年度に不実行した数量を積み上げして精力的に巡検事業に組む

*米沢営林署管内全域の境界を熟知してもらうための後継者の育成を開始し5日間を業務計画に組み込む

*民有林買い上げ以来一度も巡検していない個所のうち昭和38年買上地Ⅲ種3196m、昭和32年買上地5257m、昭和33年買上地3798mの4路線について境界線の刈り払いと保全をする。

以上の具体的計画でこの1年間取り組んでみました。

こうした取り組みではっきりしてきたことは、苦勞して境界線の刈り払いをするよりも、刈り払いをするときに柴や樹木を利用してトンネルを作り、陽光が地表に届かないようにすれば、人が歩きやすいばかりでなく、一日工程で目的地まで境界線と境界標識の確認がたやすくできる方法はないものかと相談しあった結果、出てきたことは、伐期に近着いた造林地内の歩道が、たいした手入れもしないのにきちんと残って姿を留め、歩きやすくなっていることにヒントを得たのです。

このヒントをもとに「人工的に立木や柴でトンネルを作って陽光を遮断してやればいいのかもかもしれない。やってみよう」と結論を出して5年度巡検予定地の中から買上以来一度も巡検していない個所で、しかも相手が不在地主等で全く手が着けられていない個所を3路線選定して取り組んでみました。

トンネル開設作業の結果は次の表のとおりです。

Ⅲ種	3196m	46林班	蓬とイタドリでトンネル開設不可能。
Ⅲ種	5257m	55林班	朝7時に出発して境界入口着が昼なので実働時間はない。この実態でどう巡検をするのかが研究課題

Ⅲ種	3798m	62 林班	地元山岳会で境界線に沿って登山道を開設整備したので省略。
Ⅲ種	2347m	31 林班	トンネルの完全開設に3日、12人所要、一人一日200m工程 46林班の振替
Ⅲ種	1898m	73 林班	トンネルの完全開設に2日、11人所要 一人一日170M工程 55林班の振替

トンネル開設のためには一人当たり190m程度の工程で要員配置をすれば何とか実行できることが判ってきました。

トンネルの開設は、境界標のあるところに赤色のテープを小枝に下げて刈り払っていく方向を定め、下草をきれいに刈って両側の柴や立木を極力残し、人が歩ける程度に柴や立木の枝を払って行くことにしました。

こうすることによって地面に陽光が当らなくなって、下草の繁茂が押さえられ、4年に一度のⅢ種境界の巡検でも枝が若干延びる程度だから、巡検の時に邪魔になってくる、わずかな枝だけを払ってやれば、理論的には相手が伐採しない限り半永久的にトンネルが残っていくことになります。

しかし、草原地のような所は不可能ですから、境界線の変化する要所要所に太さ10cm長さ2m程の杭を立てたり、消雪後直ちに巡検して位置的感覚を身体で覚えるなどの工夫も必要になってきましたし、民有林が皆伐されてトンネルの破壊という事態も発生しましたので、柴が5m程度に成長するのを待って再度トンネルを作っていかなければならないこともわかってきました。

ダム対岸とその放水路両側の崖地の2路線、地すべり地帯で無数に発生している箇所1路線は安全上の問題が内在していますので昨年からの上部指導待ちという状況と、野営しなければ到底出来ない遠距離の2路線をどうするのか、検測未了箇所での測量データと境界標のない箇所の対策と巡検をどうするのか、という部分的ネックについては歩きながら上部指導に基づいて、可能なかぎりトンネルの実現に向けて取り組みたいと考えています。

I種境界やII種境界は里山中心ですから巡検は簡単ですが、飯豊山神社所有地や福島県と接する吾妻山系、宮城県と接する奥羽山系等の県境やそこから発する郡境という遠隔地が圧倒的に多いⅢ種境界全線にトンネルを開設していくために、平成5年度から平成8年度までの計画を組立てて取り組み、同時に境界線の熟知者養成と二段構えで実現に向けてスタートしたところです。